

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 県中央部における知的障がいのある児童生徒の教育環境を充実させるため、徳島県立鴨島支援学校が対象とする障がい種別について、所要の改正を行う必要があるため
- 3 関係法令 学校教育法  
(昭和二十二年法律第二十六号) 第七十二条、第七十三条  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十二条、第三十三条  
特別支援学校設置基準  
(令和三年文部科学省令第四十五号)  
徳島県立学校設置条例  
(昭和三十九年徳島県条例第五十五号)

# 徳島県立学校規則の一部改正について

特別支援教育課

## 1 改正の概要

県中央部における知的障がいのある児童生徒の教育環境を充実させるため、徳島県立鴨島支援学校が対象とする障がい種別に「知的障がい」を加える。

## 2 施行期日

令和8年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 特別支援教育課</p> <p>担当者名 中山 登</p> <p>電話番号 三一四二</p>
<p>提案(制定)理由 県中央部における知的障がいのある児童生徒の教育環境を充実させるため、徳島県立鴨島支援学校が対象とする障がい種別について、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立鴨島支援学校が対象とする障がい種別に知的障がいを加えることとした。 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>関係法規 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号) 特別支援学校設置基準(令和三年文部科学省令第四十五号) 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年徳島県条例第五十五号)</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五徳島県立鴨島支援学校の項中「肢体不自由」を「知的障がい  
肢体不自由」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

改正案		現行													
(略)	徳島県立 鴨島支援 学校	徳島県立 鴨島支援 学校	(略)												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">高等部</td> <td style="text-align: center;">中学部</td> <td style="text-align: center;">小学部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通科</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	高等部		中学部	小学部	普通科			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">高等部</td> <td style="text-align: center;">中学部</td> <td style="text-align: center;">小学部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通科</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	高等部	中学部	小学部	普通科		
	高等部	中学部		小学部											
	普通科														
高等部	中学部	小学部													
普通科															
知的障がい 肢体不自由 病弱	知的障がい 肢体不自由 病弱														
吉野川市 鴨島町	吉野川市 鴨島町														
別表第五（第三条関係） 特別支援学校		別表第五（第三条関係） 特別支援学校													
学校名	部及び学科名	対象とする 障がい種別	所在地												
学校名	部及び学科名	対象とする 障がい種別	所在地												